

国家サイバー統括室に統括官等を置く規則

令和7年6月30日
内閣総理大臣決定

(統括官)

- 第1条 国家サイバー統括室（以下「統括室」という。）に、統括官を置く。
- 2 統括官は、内閣審議官のうちから命ずる。
- 3 統括官は、内閣サイバー官を助け、統括室の事務を整理する。

(審議官)

- 第2条 統括室に、審議官を置く。
- 2 審議官は、内閣審議官のうちから命ずる。
- 3 審議官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(上席サイバーセキュリティ分析官)

- 第3条 統括室に、上席サイバーセキュリティ分析官を置く。
- 2 上席サイバーセキュリティ分析官は、命を受けて、統括室の事務のうち、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策、情勢、技術動向等の分析に従事する。

(サイバーセキュリティ運用専門官)

- 第4条 統括室に、サイバーセキュリティ運用専門官を置く。
- 2 サイバーセキュリティ運用専門官は、命を受けて、統括室の事務のうち、内閣官房組織令（昭和32年政令第219号）第4条の2第1項第1号の監視及び分析に関する事務に従事するとともに、サイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案並びに総合調整に関して統括室に属する内閣参事官の職務を助ける。
- 3 サイバーセキュリティ運用専門官として必要な知識及び経験その他の資格に関する事項は、内閣サイバー官が定める。

(上席情報システム専門官等)

- 第5条 統括室に、上席情報システム専門官及び情報システム専門官を置くことができる。

- 2 上席情報システム専門官は、命を受けて、統括室の事務のうち、統括室において運用される基幹ＬＡＮシステム（統括室の職員の情報共有等のために利用される、電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の管理、運用及びセキュリティの確保並びにこれらに関する企画、立案及び調整に関する事務に従事し、並びに情報システム専門官の行う事務を整理する。
- 3 情報システム専門官は、命を受けて、統括室の事務のうち、統括室において運用される基幹ＬＡＮシステムの管理、運用及びセキュリティの確保並びにこれらに関する企画、立案及び調整に関する事務に従事する。
- 4 上席情報システム専門官及び情報システム専門官として必要な知識及び経験その他の資格に関する事項は、内閣サイバー官が定める。

（サイバーセキュリティ参与）

第6条 統括室に、サイバーセキュリティ参与を置くことができる。

- 2 サイバーセキュリティ参与は、命を受けて、統括室の所掌に係る専門的、技術的事項について意見を具申する。
- 3 サイバーセキュリティ参与は、非常勤とする。

（政策調査員）

第7条 統括室に、政策調査員を置くことができる。

- 2 政策調査員は、命を受けて、専門的事項の調査及び分析に関する事務に従事する。
- 3 政策調査員は、非常勤とする。

（補則）

第8条 この規則及び別に内閣総理大臣決定に定めるもののほか、統括室の内部組織に関し必要な細目は、内閣サイバー官が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 内閣サイバーセキュリティセンターにセンター長代理等を置く規則（平成28年3月31日内閣総理大臣決定）は、廃止する。
- 3 サイバー安全保障体制整備準備室の設置に関する規則（令和5年1月31日内閣総理大臣決定。以下「旧規則」という。）は、廃止する。ただし、旧規則に基づき置かれたサイバー安全保障体制整備準備室がこれまで検討した事項等については、統括室に引き継がれるものとする。